

# 北陵多目的広場管理運営会議規程

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本規程は北陵多目的広場の管理運営を円滑かつ民主的に行うことを目的として、別に定めるグラウンド使用規則と共に設営される会議組織について定める。

### 第2条（名称及び事務所）

会議組織の名称は、「北陵多目的広場管理運営会議」（以下広場運営会議と略称する）とし、事務所を北陵小学校内の「スポーツクラブ21北陵」に置く。

## 第2章 広場運営会議の構成、任期

### 第3条（構成）

広場運営会議は、委員長及び委員若干名で構成する。

- 2、委員長はコミュニティ会長が兼務する。
- 3、委員については、委員長が候補者を選び自治会及びコミュニティ各役員会で承認を得るものとする。
- 4、北陵自治会長、コミュニティ体育部会長、スポーツクラブ21北陵会長は必ず委員に加わる。
- 5、委員長は、委員の中から副委員長、事務局・書記、会計及び会計監査役2名を指名する。
- 6、副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時は職務を代行する。
- 7、本会議の会計は自治会からの協力金で運営される。

### 第4条（任期）

委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2、委員に欠員が生じた時は随時補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

## 第3章 運営会議の任務

### 第5条（任務）

広場運営会議は下記の事項を検討し、必要に応じて執行機関であるスポーツクラブ21北陵委員会ほかの委員会に指示、助言する。

- ① 多目的広場の管理運営に関する事項
  - ② 多目的広場施設の改良・修繕・設備・備品の購入・設置に関する事項
  - ③ 多目的広場の環境保全に関する事項
  - ④ 多目的広場に関して、川西市役所等への要望と折衝事項
- 2、広場運営会議から指示、助言を受けた委員会・団体は、それを十分尊重しなければならない。

### 第6条（会議）

広場運営会議は、少なくとも年1回以上は開催し、多目的広場が第1条の目的に沿った管理運営がされているかどうかを点検すると共に、第5条の任務に関わる審議を行

い、会議録を作成し事務局に保管する。

#### 第4章 付 則

##### 第7条（規程の改正）

本規程の改正は、広場運営会議の提案を受けて自治会及びコミュニティの各役員会で審議・議決する。双方の意見が分かれた場合はコミュニティの意見が優先される。

##### 第8条（付 則）

平成22年12月10日 制定施行